

月刊ハローワーク通信

ハローワーク秋田の業務内容やイベントなどを紹介する広報紙です

《2022.1月号》

発行: 〒010-0065 秋田市茨島 1-12-16

ハローワーク秋田 (電話 018-864-4111)

(FAX 018-864-1815)

ハローワーク秋田に電話の際は、音声案内にしたがって担当の「部門コード」を入力してください。



令和4年4月1日から段階施行

【入場無料・事前申込必要】

改正育児・介護休業法等説明会のご案内

男女とも仕事と育児を両立できるよう育児・介護休業法が改正され、新たに出生時育児休業・通称「産後パパ育休」が創設されるほか、事業主から労働者への育児休業制度の取得について意向を確認することが義務となります。就業規則の改定も必要になりますので、説明会にご参加いただき、ご準備をお願いいたします。

なお、説明内容については説明会終了後、秋田労働局HPへの掲載も予定しております。遠方の事業主の皆さまや、日程が合わない事業主の皆さまは後ほどHPをご覧ください。



(改正育児・介護休業法特設 HP: https://jsite.mhlw.go.jp/akita-roudoukyoku/newpage_00898.html)

1 改正育児・介護休業法について

令和4年4月から3段階で施行されます。
(令和4年4月、10月、令和5年4月)

- ☆育児休業等に関する雇用環境整備、育児休業等に関する個別の周知・意向確認の措置が義務化されます。
- ☆産後パパ育休(出生時育児休業)が創設されます。
- ☆育児休業を柔軟に取時得できるようになります。
- …など、改正箇所について説明を行います。

2 育児・介護休業法の規定、育児休業給付について

改正に伴い、就業規則の改定が必要になります。規定例を用いて変更点について説明を行います。また、改正に伴う育児休業給付の取扱い等について説明します。

3 職場におけるハラスメント防止策について

令和4年4月1日から、中小企業も職場におけるパワーハラスメント対策を講ずることが義務になります。セクシャルハラスメント、育児休業等に関するハラスメントと併せて対策をお願いします。

改正育児・介護休業法等説明会 開催日程

開催日時 場所	令和4年2月1日(火) 13:30~15:30 秋田市文化会館 大会議室 〒010-0951 秋田市山王7丁目3-1	応募多数につき 追加開催決定! 140名
参加申込 説明会に関する お問い合わせ	秋田労働局雇用環境・均等室 〒010-0951 秋田市山王7丁目1-3 電話 018-862-6684	秋田合同庁舎4階 FAX 018-862-4300

入場無料
事前申込必要

労働施策総合推進法に基づく
「パワーハラスメント防止措置」が
中小企業の事業主にも義務化されます!

令和4年
4月1日より

職場における「パワーハラスメント」の定義

- ① 優越的な関係を背景とした言動
- ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの
- ③ 労働者の就業環境が害されるもの

上記①~③を全て満たす行為

ハラスメント防止策などについて、事業主の皆さまからの相談も承ります!

- ・ハラスメントの相談を受けたが、会社としてどう対応すればよいだろうか?
- ・ハラスメントを防止するために、どのような措置を講ずる必要があるのだろうか?

秋田労働局雇用環境・均等室
電話 018-862-6684
(月~金 8:30~17:15)

求人を出される事業主の皆さまへ

求人広告掲載時のトラブルにご注意ください

最近、電話で「無料で当社のサイトに求人広告を掲載しませんか?」との勧誘があり、契約したところ、無料掲載期間経過後に自動で有料掲載へ移行し、多額の広告料金を請求されるといった事案が発生しております。求人広告をインターネット等に掲載依頼する際には、事前に広告料金や掲載期間、無料掲載期間終了後の料金、解約方法等を確認した上で契約を行ってください。

《実際に相談のあったケース》

- ◆電話で求人広告の無料掲載の案内を受け、申請書がFAXで届き契約。申請書の下に「〇〇日経過後は有料掲載へ移行する。」と小さく記載されていたが、電話では有料掲載の話もなかったことから、記載内容に気がつかなかった。その結果、無料掲載期間経過後に自動で有料掲載に移行し、多額の広告料金を請求された。



※なお、求人者の求めに応じて、その募集情報を求人広告としてインターネット等で提供することや、その広告料金を請求することは違法ではありません。



ハローワーク秋田 雇用の動き(令和3年11月)

概況(常用)

新規求職者数は3ヶ月ぶりに増加した。コロナの感染状況が落ち着き求職活動を活発化させた自己都合離職者及び在職求職者の増加が要因である。一方、雇用保険受給者が減少し、有効求職者数は前年同月比5ヶ月連続で減少した。新規求人数(常用)は、2ヶ月連続で減少し、有効求人数も13ヶ月ぶりに減少した。食品製造業を中心に製造業で求人数が増加したものの、コロナの影響が依然続いている飲食店・宿泊業やタクシー等の運輸業、前年の需要増の反動のある卸売・小売業、新增設が落ち着いた医療・福祉などからの求人数が減少したことが主な要因である。

有効求人倍率は1.29倍となり、前年同月比で0.02ポイント低下、前月比で0.15ポイント低下した。

有効求人倍率は低下したものの、コロナの感染状況の落ち着きによる景気回復の期待感から求人意欲の高まりが予想され、面接会や職場見学等のマッチングの機会を増やして求人充足を支援する必要がある。

【用語解説】

- * 月間有効求人数: 前月から繰越された有効求人数(前月末日現在において、求人票の有効期限が翌月以降にまたがっている未充足の求人数をいう)と当月の「新規求人数」の合計数をいう。
- * 月間有効求職者数: 前月から繰越された有効求職者数(前月末日現在において、求職票の有効期限が翌月以降にまたがっている就職未決定の求職者をいう)と当月の「新規求職申込件数」の合計数をいう。
- * 月間有効求人倍率: 求職者に対する求人数の割合をいい、「月間有効求人数」を「月間有効求職者数」で除して得たもの。

■有効求人倍率(常用)の推移

